

和光市と福島大学の相互協力・連携協定書

和光市(以下「甲」という)と国立大学法人福島大学(以下「乙」という)は、相互の協力及び連携に関する基本的事項について、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の密接な協力と連携により、地域公共交通に係る課題解決及び関連する学術の発展に寄与することを目的とする。

(協力・連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的達成のため、次の事項について相互に連携協力するものとする。

- (1) 持続可能な地域公共交通の実現に向けた施策に係る調査、立案及び推進に関すること
- (2) 特色あるまちづくりに関すること
- (3) 関連する学術の発展に寄与すること
- (4) 教育・人材育成に関すること
- (5) 本協定に基づく相互協力、連携の成果を国内外へ周知すること
- (6) その他本協定の目的を達成するために必要な事項

(事業推進)

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項の円滑な推進を図るため、必要に応じて協議を行う。

(協定期間)

第4条 本協定の協定期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1月前までに、甲又は乙が書面により、本協定を終了させる旨の申し出がなされないときは、協定期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(事業実施)

第5条 甲及び乙が第2条に掲げる事項の個別事業を実施すること、及び事業実施の際の条件および経費負担などについては、甲及び乙が協議の上決定する。

(その他)

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要がある時は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月22日

埼玉県和光市広沢1番5号

甲 和光市
和光市長

柴崎光子

福島県福島市金谷川1番地

乙 国立大学法人 福島大学
福島大学長

佐野孝治